

令和3年度

絆が生み出す安全と福祉のまち

中原まちづくり協議会

書面議決総会要項



家具固定キャンペーン事業

力を合わせて育てよう

元気で明るい中原

令和3年度書面総会

議案

第1号議案

令和2年度中原まちづくり協議会事業報告

第2号議案

令和2年度中原まちづくり協議会会計決算報告及び監査報告

(※) 令和3年度一本化にともない新しい会則、新しい組織図になっています。

第3号議案

令和3年度新中原まちづくり協議会会則

第4号議案

令和3年度新中原まちづくり協議会組織図

第5号議案

令和3年度新中原まちづくり協議会役員

第6号議案

令和3年度新中原まちづくり協議会事業計画

第7号議案

令和3年度新中原まちづくり協議会予算

第1号議案

令和2年度 事業報告

中原まちづくり協議会

月	日	曜日	内 容
4	9	木	役員会
5	14	木	役員会
	18	月	会計監査
	29	金	さつまいも苗植え
6	12	金	役員会
	19	金	あいさつ運動実施（小学校校門）
7	21	火	あいさつ運動実施（小学校校門）
	22	水	総務広報部会議
	31	金	いきいき通信発行
8	8	土	役員会（体育部会長含）
	19	水	防災研修会中止
	21	金	あいさつ運動実施（小学校校門）
9	7	月	まち協・自治会説明会
	14	月	稲刈り
	18	金	あいさつ運動実施（小学校校門）
	25	金	地域づくり訪問
	29	火	事務局員研修会
	30	水	地域ケア会議（まち協・包括・社協）
10	2	木	さつまいも掘り
	5	月	むつみ福祉会と防災協定調印
	5	月	役員会
	6	火	防災計画推進委員会議
	12	月	焼き芋会
	12	月	福祉環境プロジェクト花鉢等配布
	21	水	あいさつ運動実施（小学校校門）
	27	火	事務局員研修会
11	2	月	家具固定キャンペーン開始（家具固定金具希望チラシ配布）
	9	月	相可高校へ打ち合わせ会議
	11	水	地域ケア会議（まち協・包括・社協）
	12	木	体育部会



11	16	月	まち協会会長会	
	19	木	さつまいも掘り	
	20	金	あいさつ運動実施（小学校校門）	
12	14	月	異世代交流会準備	
	15	火	異世代交流会 参加者 90名	
	16	水	嬉野ブロック会議	
	18	金	事務局員研修会	
	21	月	あいさつ運動実施（小学校校門）	
	23	水	まち協一本化準備委員会	
1	15	金	まち協一本化準備委員会	
	21	木	あいさつ運動実施（小学校校門）	
	31	日	グラウンドゴルフ大会 参加者 75名	
2	2	火	もちつき大会（小学校5年）	
	19	金	あいさつ運動実施（小学校校門）	
	19	金	事務局員研修会	
	22	月	家具固定金具希望者配布	
3	4	木	家具固定金具取付希望宅訪問	
	17	水	あいさつ運動実施（小学校校門）	
	18	木	敬老事業対象者お祝いお届け	
	24	水	家具固定金具取付希望宅訪問	
	26	金	地域ケア会議（まち協・包括・社協）	
	26	金	会計履行確認（地域づくりより）	
	31	水	各地区毎の防災避難経路マップ各戸配布	
	31	水	いきいき通信発行	

○各自治会内での防犯灯取替え補助事業

○地域内ののぼり旗随時交換

○長寿会见守り隊事業

年間をとおして、毎朝小学校登校時、各地域で通学の見守りをを行っている。

○自主防犯パトロール事業（各自治会月1～2回）

各自治会毎のパトロール委員が自自治会の防犯パトロールを行っている。

令和2年度収支決算報告書

中原まちづくり協議会

収入

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)	収入内訳
市交付金	1,569,000	1,324,000	△245,000	松阪市住民協議会活動交付金
	175,000	110,000	△65,000	ふるさと応援寄附金
	363,000	363,000	0	地域敬老事業推進特別交付金
	200,000	200,000	0	地域の元気応援事業交付金
助成金	150,000	90,000	150,000	中原地区自治会長会 90,000
		100,000		松阪市社会福祉協議会 上半期地域福祉活動推進事業助成金 50,000 歳末たすけあい地域福祉活動推進事業助成金 50,000
		110,000		嬉野地区福祉会 まちづくり活動助成金 50,000 地域防災事業助成金 30,000 見守りネットワーク活動助成金 30,000
会費	380,400	378,400	△2,000	まちづくり協議会会費 400円×946戸
雑収入	3	13	10	
寄附金	800	0	△800	
繰越金	803,797	803,797	0	中原まちづくり協議会より繰越
収入合計	3,642,000	3,479,210	△162,790	

支出

科目 (部会名)	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (A-B)	支出内訳
総務広報部会	240,000	144,802	95,198	広報発行 (色上質紙、インク、コピー用紙) 24,475
				公民館事業 (講座材料代) 33,047
				公民館保険代 87,280
開発企画部会	340,000	31,637	308,363	焼き芋会、もちつき大会 31,637
体育部会	490,000	102,435	387,565	地区民運動会準備費用 31,546
				地区グラウンドゴルフ大会 70,889
文化教育部会	260,000	75,968	184,032	あいさつ運動推進事業用タスキ代 16,720
				異世代交流会事業 (長寿会と小学生交流会補助) 59,248
福祉環境部会	530,000	511,561	18,439	地域敬老事業 363,181
				福祉環境プロジェクト 115,160
				独居老人見守り事業 33,220
防犯防災 安全部会	650,000	626,958	23,042	家具固定キャンペーン事業 300,944
				防災マップ配布 31,014
				自治会防犯灯補助事業 295,000
事務局	940,000	910,285	29,715	総会 4,400
				事務局運営費 190,726
				事務局員人件費 715,159
積立金	100,000	100,000	0	100,000
予備費	92,000	0	92,000	0
支出合計	3,642,000	2,503,646	1,138,354	2,503,646

(収入 - 支出) 3,479,210円 - 2,503,646円 = 975,564円

残金 975,564 円は、令和3年度に繰越

会計監査報告

中原まちづくり協議会規約第33条の規定により、令和3年5月18日会計監査を実施しましたところ、関係諸帳簿及び現金保管方法も適切であったことを認め、ここに報告します。

令和3年5月18日

監査委員

越 山 浩 司



長 崎 久 夫



第3号議案

中原まちづくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、中原まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、中原地区14自治会の範囲（以下「中原地区」という。）とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市嬉野田村町425番地 中原公民館におく。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 住環境整備に関する事業
- (6) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (7) 産業振興等に関する事業
- (8) 生涯学習など公民館活動に関する事業
- (9) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (10) 地区の団体育成に関する事業
- (11) 地域計画の策定に関する事業
- (12) その他地域づくりに関する事業

(構成・連携)

第6条 協議会の構成員は、中原地区に居住する住民及び中原地区で活動する自治会を始め各種団体等とする。中原自治会長会と中原公民館とは連携し、事業の遂行をする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、理事会、役員会及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務局をおく。

第2章 選出

(代議員)

第8条 代議員は、各自治会から別表1のとおり選出する。

(理事)

第9条 理事は、各種団体等から別表2のとおり選出する。

(役員)

第10条 役員は、理事から選出する。

第3章 総会

(総会の種別)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第12条 総会は、代議員をもって構成する。

(総会の開催)

第13条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 代議員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第15条 総会は、代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面決議)

第18条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、次の事項を審議し、決定をする。

(1) 事業計画、予算、事業報告、決算の決定に関すること

(2) 会則の改廃の決定に関すること

(3) 地域計画の策定に関すること

- (4) 役員の決定に関する事
- (5) その他必要と思われる事項に関する事

(総会の公開)

第20条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 地区民は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

第4章 役員会

(役員)

第21条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 部会長 8名
 - (6) 監事 2名
- 2 会長は、地区自治会長代表自治会長がこの任にあたる。
 - 3 協議会に顧問及び特別顧問をおくことができる。

(役員の決定)

第22条 協議会の役員は、総会に諮り決定する。

(役員の職務)

第23条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- (3) 書記は、協議会の会務を記録する
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する
- (5) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する
- (6) 顧問及び特別顧問は会長の諮問に応ずる

(役員の任期)

第24条 協議会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第26条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の審議事項)

第27条 役員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 その他の会議

(理事会の構成)

第28条 理事会は、第9条から選出された理事（代表者）で構成する。

2 理事会の長は、理事より選出する。

(理事会の招集と議長)

第29条 理事会は、理事の長が招集する。

2 理事会の議長は、理事の長がこれにあたる。

(理事の役割)

第30条 理事会は、次の事項を調整及び審議し、役員会に諮る。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績及び決算に関すること
- (3) その他協議会又は部会の運営に関すること

(部会の構成)

第31条 協議会に、次の部会をおく。また、部会は中原地区で活動する各種団体等及び構成員から選出された者で構成する。

- (1) 自治会部会
- (2) 公民館部会
- (3) 総務広報部会
- (4) 開発企画部会
- (5) 体育部会
- (6) 文化教育部会
- (7) 福祉環境部会
- (8) 防犯防災安全部会

2 各部会の構成する者の中から各部会の長を選出する。

3 理事は、いずれかの部会に所属する。

(部会の役割)

第32条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績及び決算に関すること
- (3) その他部会の運営等に関すること

第6章 会計及び監査

(経費)

第33条 本議会の経費は、会費、寄付金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第34条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第35条 本協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員(注)による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(注)構成員とは中原まちづくり協議会を構成するすべての人

(監査)

第36条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会において報告する。

第7章 その他

(役員報酬等)

第37条 本協議会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については別に定める。

(委任)

第38条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

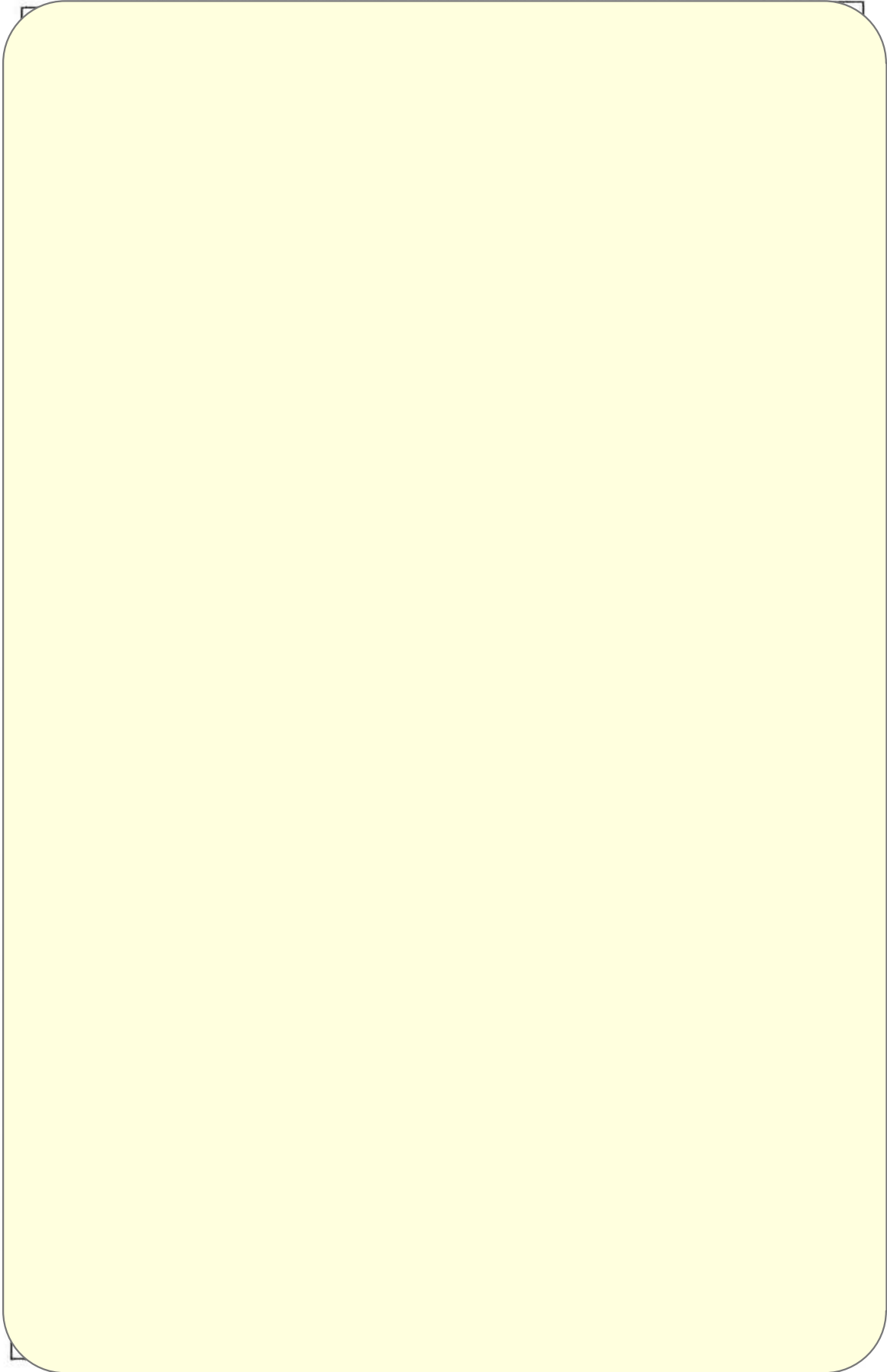
附 則

(施行期日)

この会則は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

(中原まちづくり協議会規約の廃止)

中原まちづくり協議会規約は、廃止する。

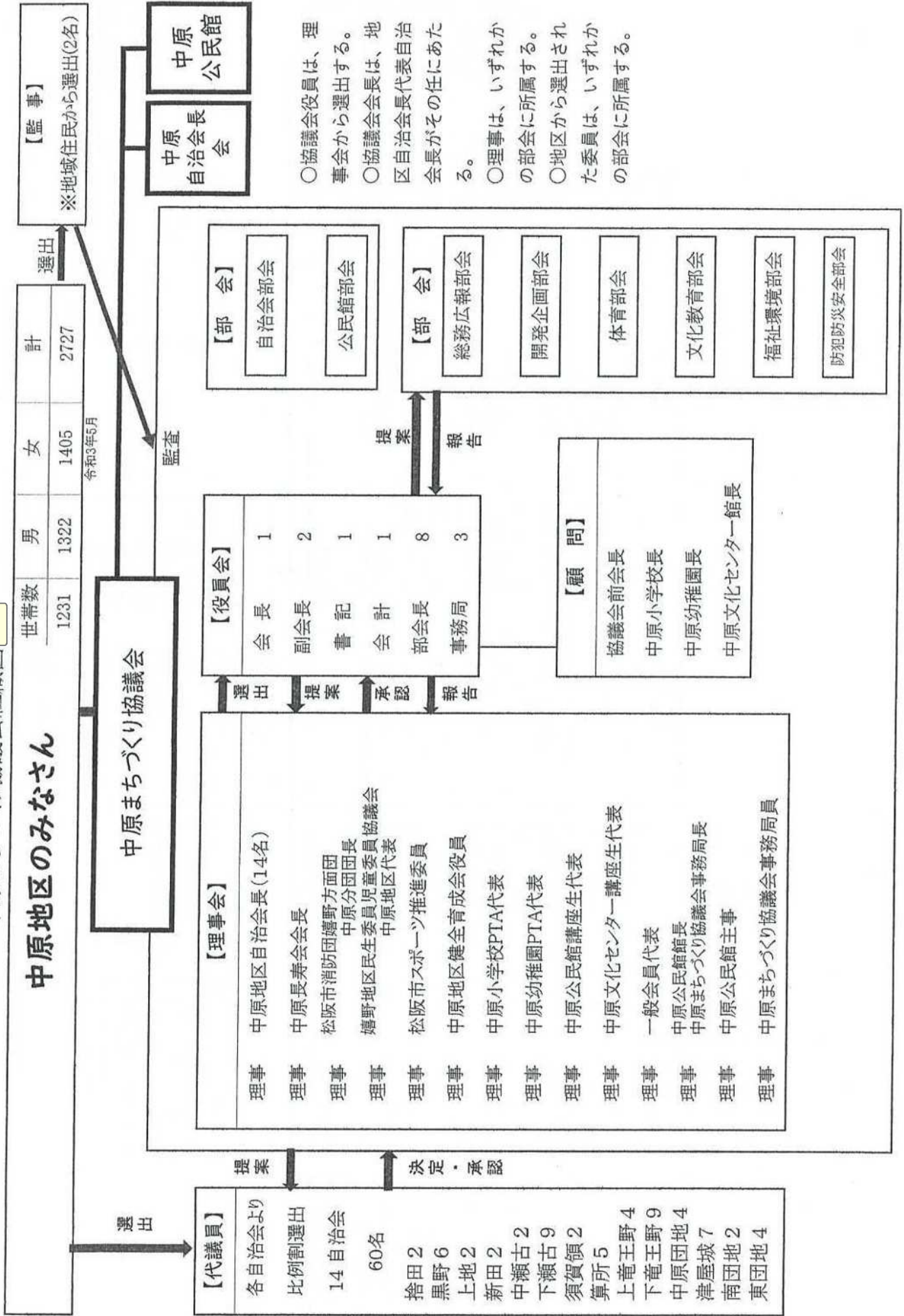


令和3年度理事名簿

別表2

No.	役職名	氏名
1	下瀬古自治会長	奥村 清司
2	津屋城自治会長	太田 正伸
3	黒野自治会長	小出 智巳
4	新田自治会長	岡田 啓一
5	東団地自治会長	庄司 晃樹
6	上地自治会長	前川 豊
7	算所自治会長	越山 宗雄
8	須賀領自治会長 地区育成会会長	野口 強
9	捨田自治会長	飯柴 敏夫
10	中瀬古自治会長	中西 清己
11	上竜王野自治会長	橋本 和宏
12	中原団地自治会長	細谷 公生
13	下竜王野自治会長	泊 俊一
14	南団地自治会長	鈴木 鋭二
15	長寿会会長	藤田 清秀
16	松阪市消防団嬉野方面団中原分団団長	鈴木 秀基
17	嬉野地区民生委員児童委員協議会中原地区代表	福島 智敬
18	スポーツ推進委員	西山 隆司
19	中原小学校PTA代表	富田 志保
20	中原幼稚園PTA代表	中西まゆみ
21	公民館講座生代表	三村かず子
22	文化センター講座生代表	乾 晶子
23	一般会員代表	奥村 悟司
24	一般会員代表	和氣 清章
25	一般会員代表	福島ひろみ
26	公民館館長 まちづくり協議会事務局	西尾 仁之
27	公民館主事	鈴木 祐子
28	まちづくり協議会事務局員	野口あけみ

中原まちづくり協議会組織図



令和3年度委員表

監事	
越山 浩司	
長崎 久夫	

顧問	
奥野 和美 <small>前法比羅会長</small>	
鈴木 純 <small>小学校長</small>	
西田 尚史 <small>幼稚園長</small>	
井田 精一 <small>文化センター館長</small>	

会長	奥村 清司 <small>自治会長</small>
副会長	藤田 清秀 <small>塚郷会会長</small>
副会長	太田 正伸 <small>自治会長</small>
書記	小出 智巳 <small>自治会長</small>
計会	岡田 啓一 <small>自治会長</small>
事務局	西尾 仁之 鈴木 祐子 野口あけみ

自治会部会
自治会長 14名

公民館部会
西尾 仁之
鈴木 祐子

総務広報部会 (6名)
庄司 晃樹 <small>自治会長</small>
中西 清巳 <small>自治会長</small>
石川 勝 <small>公民館</small>
福島ひろみ
飯柴 尚美
藤原 雅彦

開発企画部会 (14名)
和氣 清章
泊 俊一 <small>自治会長</small>
福島 智敬 <small>民生委員</small>
矢下 正博
前田 正夫
芦田 信男
辻岡 茂
前川 雄一
村井 康孝
伊藤 巖
堀川 重幸
中川 清
長崎 修一
三村 作典

体育部会 (33名)		
奥村 悟司	飯柴 敏夫 <small>自治会長</small>	西山 隆司 <small>スポーツ推進委員</small>
長崎 学	大野 伸二	笠井 清
小牧 正一	前田 佳宏	望月 秀晃
飯柴 正人	阿竹 真弓	福山 裕美
飯柴 恭子	奥村みはる	松田さおり
前川 和洋	松本 真二	山本 透
水谷 美幸	松本 光子	樋口千恵子
中川 正明	前川 仁志	鈴木 敏文
田中 亜依	中西 佳代	伴 美由紀
岡田 英士	宮原 徳久	林 秀明
岡田 敏子	宮原 水月	石倉 早苗

文化教育部会 (14名)
三村かづ子 <small>公民館</small>
野口 強 <small>自治会長</small>
三谷 誠治 <small>育成会</small>
小笠原伸宏 <small>育成会</small>
高畑 定男 <small>育成会</small>
安田 則夫 <small>育成会</small>
富田 志保 <small>小学校PTA</small>
川村 優子 <small>小学校PTA</small>
野口 友美 <small>小学校PTA</small>
中西まゆみ <small>幼稚園PTA</small>
加藤 成良 <small>幼稚園PTA</small>
前本 裕美
山口 貴子
橋本 京子

福祉環境部会 (14名)
前川 豊 <small>自治会長</small>
橋本 和宏 <small>自治会長</small>
田中 信代 <small>民生委員</small>
野口 和美 <small>民生委員</small>
乾 晶子 <small>文化センター</small>
中山 和徳 <small>文化センター</small>
中谷 弘子 <small>文化センター</small>
小林 正夫
松本 俊規
西尾 忠男
小野 昭二
鈴木 幸子
三村枝津子
中林 明美

防犯防災安全部会 (17名)
越山 宗雄 <small>自治会長</small>
細谷 公生 <small>自治会長</small>
鈴木 鋭二 <small>自治会長</small>
鈴木 秀基 <small>消防団長</small>
鳥山 武司 <small>消防団</small>
飯柴 慧 <small>消防団</small>
橋本 昌幸 <small>消防団</small>
乾 佳則 <small>消防団</small>
牧戸 辰次 <small>長寿会</small>
太田 浩司 <small>長寿会</small>
福島 武司
村井 員生
野口 光也
木宮 修
野口 伸也
刀根美津子
山崎 留美

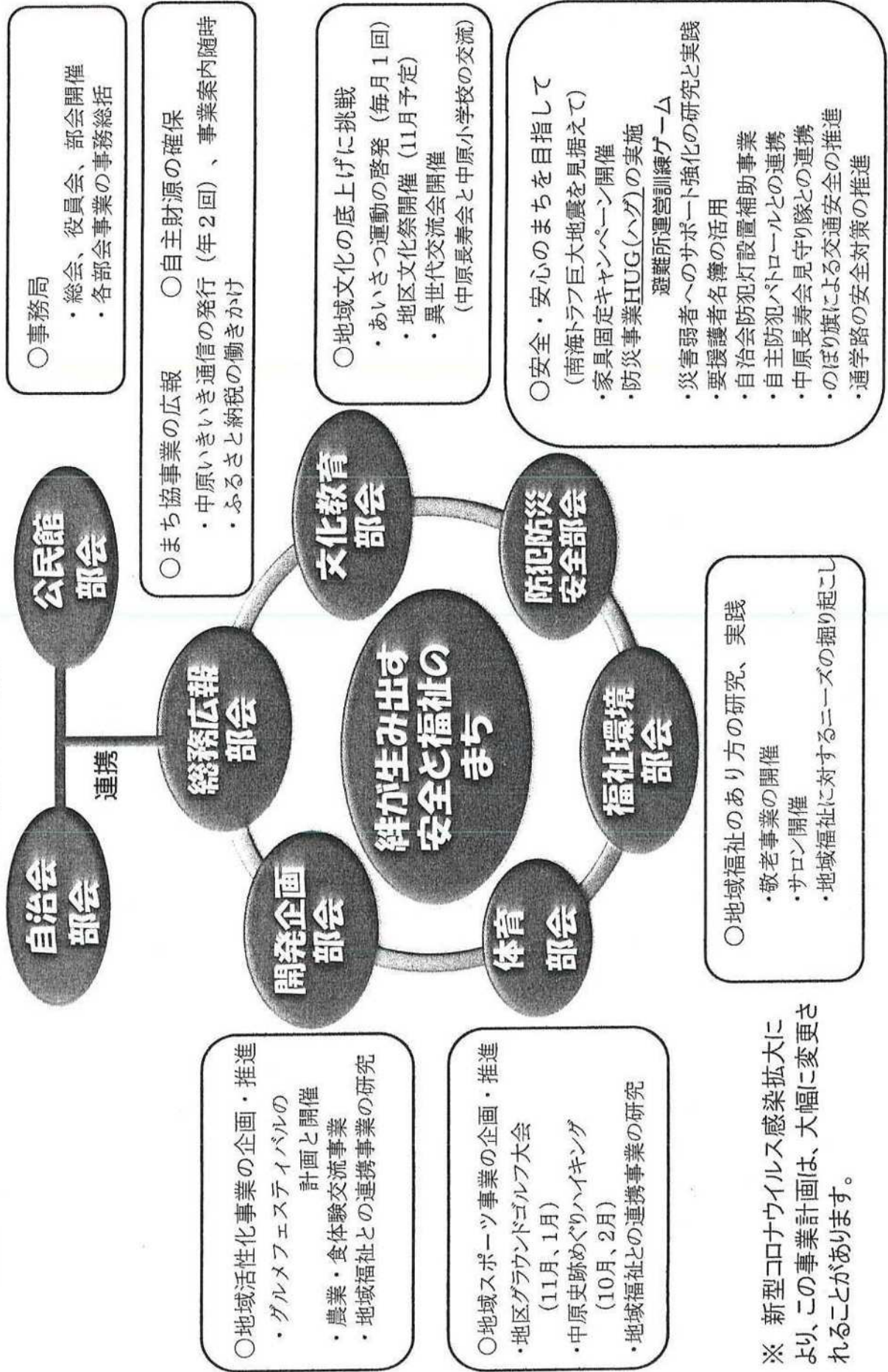
第5号議案

令和3年度役員

役員名	氏名
会 長	奥村 清司
副 会 長	藤田 清秀
副 会 長	太田 正伸
書 記	小出 智巳
会 計	岡田 啓一
総務広報部会長	庄司 晃樹
開発企画部会長	和氣 清章
体 育 部 会 長	奥村 悟司
文化教育部会長	三村かず子
福祉環境部会長	前川 豊
防犯防災安全部会長	越山 宗雄
自治会部会長	奥村 清司
公民館部会長	西尾 仁之

監 事	越山 浩司
	長崎 久夫

事務局	西尾 仁之
	鈴木 祐子
	野口あけみ



※ 新型コロナウイルス感染拡大により、この事業計画は、大幅に変更される場合があります。

第7号議案

令和3年度一般会計予算

(単位：円) (△はマイナス)

収入の部

科目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	差引額 A-B	内 訳
市交付金	1,931,000	1,569,000	△1,000	松阪市住民協議会活動交付金
		363,000		松阪市地域敬老事業推進特別交付金
	0	200,000	△200,000	地域の元気応援事業
	0	175,000	△175,000	ふるさと応援寄附金
助成金	150,000	150,000	0	中原地区自治会長会より
会費	378,400	380,400	△2,000	中原まちづくり協議会会費400円×946戸
雑収入	6	3	3	利息等
寄附金	30	800	△770	
繰越金	975,564	803,797	171,767	まちづくり協議会繰越金 975,564円
合計	3,435,000	3,642,000	△207,000	

支出の部

科目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	差引額 A-B	内 訳
総務広報部会	40,000	240,000	△200,000	広報発行、ふるさと納税の働きかけ
開発企画部会	260,000	340,000	△80,000	中原グルメフェスティバルの計画と実施 農業・食体験交流事業
体育部会	150,000	490,000	△340,000	地区グラウンドゴルフ大会 ハイキング
文化教育部会	280,000	260,000	20,000	あいさつ運動推進事業 地区文化祭事業、異世代交流会
福祉環境部会	480,000	530,000	△50,000	地域敬老事業 サロン開催
防犯防災 安全部会	820,000	650,000	170,000	防災事業HUG(ハグ)、家具固定キャンペーン 自治会防犯灯設置補助事業 自治会防犯パトロール事業 長寿会見守り隊事業
公民館部会	200,000	0	200,000	公民館事業、保険代
事務局	900,000	940,000	△40,000	総会費、事務運営費 事務局員人件費(60,000×12ヶ月)
積立金	100,000	100,000	0	特別会計へ
予備費	205,000	92,000	113,000	予備費として
合計	3,435,000	3,642,000	△207,000	

令和3年度特別会計予算

(単位：円) (△はマイナス)

収入の部

科目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	差引額 A-B	内 訳
繰越金	100,000	0	100,000	令和2年度よりの特別会計
積立金	100,000	100,000	0	
雑収入	10	10	0	利息等
合計	200,010	100,010	100,000	

支出の部

科目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	差引額 A-B	内 訳
まちづくり協議会事業必要な場合に支出				
合計				